

## 仙台市水道局熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

(令和4年6月7日 給水部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、近年の夏季における猛暑日等の気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費として現場管理費を補正することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 原則として工事着手日をいう。なお、工事着手とは、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう）または工場製作を含む工事における工場製作工に着手することをいう。
- (2) 現場完了日 すべての現場作業が完了する日をいう。現場完了日から工事完成日までの間に行う契約変更手続等に要する期間を考慮のうえ、受発注者間の協議により事前に決定するものとする。
- (3) 工期日数 基準日から現場完了日までの期間のうち、休工日を除いた日数をいう。
- (4) 休工日 現場閉所の日をいう（悪天候等により現場閉所となった場合を除く。）。現場作業を伴わない書類作成や工場製作のみの日は休工日に含む。
- (5) 真夏日 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度以上の日又は、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度以上の日のうち、休工日を除いた日をいう。作業内容及び作業時間帯を考慮のうえ、熱中症対策を要しないことが明らかである日についても、真夏日から除く。
- (6) 真夏日日数 基準日から現場完了日までの期間における真夏日の日数をいう。
- (7) 単価 仙台市単価（仙台市が同市設計基準策定委員会の審議を経て策定・改定する単価）及び水道局単価（仙台市水道局が同局設計・積算基準検討会の審議を経て策定・改定する単価）をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の規定による現場管理費の補正の対象となる工事は、「土木工事標準積算基準書（宮城県）」または「水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）」を用いて積算した以下の工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。ただし、工事内容を基に工期設定をする性質のものでない通年維持工事等は除く。

- (1) 令和4年4月以降の単価を用いて予定価格を算出する土木工事
- (2) 令和5年4月以降の単価を用いて予定価格を算出する配管工事

(補正方法)

第4条 現場管理費の補正は、工期日数に占める真夏日日数の割合である「真夏日率」を求め、これに補正係数を乗じることで「補正率」を算出し、現場管理費率に加算することにより行うものとする。なお、補正は、現場完了後の変更設計書作成時点で行うものとする。

$$\text{真夏日率}(\%) = \text{真夏日日数} \div \text{工期日数}$$
 少数第3位四捨五入、少数第2位止め

$$\text{補正率}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$
 少数第3位四捨五入、少数第2位止め

※：補正係数は1.2とする。

(実施方法)

第5条 発注者は、対象工事の特記仕様書にこの要領の対象工事である旨を明示するものとする（記載例は別紙1のとおり）。

2 対象工事のうち、この要領の施行開始時点または改正実施時点において前項の特記仕様書への明示が困難なものについては、前項に関わらず同様の内容を工事打合せ簿により受注者へ通知する（記載例は別紙1のとおり）。また、契約時単価変更を行う場合は、特記仕様書の変更による対応とすることもできる。

3 受注者は、この要領に基づく設計変更を希望する場合は、発注者に対し、対象工事の「工期日数」、「真夏日日数」及び熱中症対策の実施内容について工事打合せ簿により報告するものとする。この場合において、（一財）建設物価調査会が運営する「熱中症対策に資する現場管理費の補正額 算出サイト (<https://nechusho.kensetu-navi.com/>)」を使用した集計表の提出により、「工期日数」及び「真夏日日数」の報告とすることができるものとする（当該報告の実施時期は別紙2のとおり）。

4 発注者は、前項の規定による受注者の報告があった場合は、受注者が行った熱中症対策を確認の上、前条に規定する方法により現場管理費の補正を行うものとする。

附 則（令和4年6月7日）

この要領は、令和4年6月7日から施行する。

附 則（令和5年9月22日改正）

(実施期日)

1 この改正は、令和5年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 この改正は、令和5年4月以降の単価を用いて予定価格を算出する工事から適用する。令和5年3月以前の単価を用いて予定価格を算出した工事については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日改正）

(実施期日)

1 この改正は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この改正は、令和6年4月以降の単価を用いて予定価格を算出する工事から適用する。令和6年3月以前の単価を用いて予定価格を算出した工事については、なお従前の例による。

「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行対象である旨の明示等（記載例）

1 特記仕様書への明示（試行要領第 5 条第 1 項関係）

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について

本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領に基づき、発注者に協議すること。要領は、以下によるものとする。

([https://www.suido-city-sendai-jp/nx\\_html/07-jigyousha/07-331.html](https://www.suido-city-sendai-jp/nx_html/07-jigyousha/07-331.html))

2 工事打合せ簿による通知（試行要領第 5 条第 2 項関係）

(1) 本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事とする。

(2) 本運用による設計変更を希望する場合は、「仙台市水道局熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領 ([https://www.suido-city-sendai-jp/nx\\_html/07-jigyousha/07-331.html](https://www.suido-city-sendai-jp/nx_html/07-jigyousha/07-331.html)) 」に基づき、発注者と協議すること。

「工期日数」「真夏日日数」の対象期間及び報告時期に関する参考図

